

復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

改正前

(支払調書等の記載事項の特例)

第七条 省略

2 省略

3 法第二十八条第一項の規定により復興特別所得税及び所得税の徴収をする場合における所得税法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴収票に記載すべき所得税法施行規則第九十四条の二第一項第八号に規定する控除した金額及び控除しきれない金額については、これらの金額の記載に代えて租税特別措置法第四十一条の三の九第三項に規定する年金特別控除額のうち法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条の三の九第一項又は第二項の規定により控除した金額及び当該年金特別控除額のうち同条第一項又は第二項の規定による控除をしても控除しきれない金額(当該金額がない場合には、零)を記載するものとする。

(復興特別所得税に係る所得税法施行規則等の適用の特例)

第八条 復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる財務省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所得税法施行規則	第四十条の二	同条第一項	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号。以下「特別措置法」という。)第三十三条第一項(復

(支払調書等の記載事項の特例)

第七条 同上

2 同上

(復興特別所得税に係る所得税法施行規則等の適用の特例)

第八条 同上

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
同上	同上	同上	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)第三十三条第一項(復興特別所得税に係る所得税法の

第四十六条第六号ロ	第四十六条第六号イ	第四十六条第五号	第四十六条	
同項	申請	納付	申請手続	
第四十六条第六号ロ 第一百十一条第二項第一号に掲げる居住者が同項	同項	申請 （特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。イ及び次号において同じ。）	納付 （特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。次号ロにおいて同じ。）	申請手続 （特別措置法第十六条第二項（予定納税）において準用する場合を含む。第一号及び第四号において同じ。）
第四十六条第六号ロ 第一百十一条第二項第一号（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる居住	法第一百十一条第一項	申請 （特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。イ及び次号において同じ。）	納付 （特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。次号ロにおいて同じ。）	申請手続 （特別措置法第十六条第二項（予定納税）において準用する場合を含む。第一号及び第四号において同じ。）

			第七十二条の四第二項	
		所得税の額	所得税を	
		所得税及び復興特別所得税の額の合計額	所得税及び復興特別所得税を	適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第九十三条第一項

		第四十六條第七号				
又は同法	租税特別措置法	所得税につき	租税特別措置法	所得税につき	同項に	
又は特別措置法第三	特別措置法第三十三 条第一項の規定によ り読み替えて適用さ れる租税特別措置法	所得税及び当該所得 税に係る復興特別所 得税につき	特別措置法第三十三 条第一項（復興特別 所得税に係る所得税 法の適用の特例等） の規定により読み替 えて適用される租税 特別措置法	所得税及び当該所得 税に係る復興特別所 得税につき	法第一百一十一条第二項 に	者が法第一百一十一条第 二項（特別措置法第 十六條第二項におい て準用する場合を含 む。以下この号及び 次号において同じ。

第九十四条の二第一項第八号	第八十三条第一項第三号	省略	第七十二条の四第二項	第四十六条第八号	
租税特別措置法の第四十一条の三の九第一項	租税特別措置法施行令	省略	所得税を	所得税を	租税特別措置法
特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条の三の九第一項	復興特別所得税施行令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	省略	所得税及び復興特別所得税の額の合計額	所得税及び復興特別所得税を	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法

	第八十三条第一項第三号	同上			
	租税特別措置法施行令	同上			
	復興特別所得税施行令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	同上			

				租税特別措置 法施行規則	
第十八条の十三の六第五項	省略			第五条の二第七項	第一百条第一項第四号
又は同条第三項	省略	省略		同条第三項	同条第一項
又は同条第三項及び特別措置法第二十八条第一項又は第五項	省略	省略	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号。以下「特別措置法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項又は特別措置法第二十八条第三項	省略	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条の三の七第一項

				同上	
第十八条の十三の六第四項	同上			同上	同上
又は同条第三項	同上	同上		同上	同上
又は同条第三項及び東日本大震災からの復興のための施策を	同上	同上		特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項又は特別措置法第二十八条第三項	同上

第十八条の十	第十八条の十 三の六第五項 第五号及び第 六号	第十八条の十 三の六第五項 第四号	第十八条の十 三の六第五項 第三号	第十八条の十 三の六第五項 第二号		所得税の徴収
又は第三十七条	及び	に係る	及び	の額 及び		
又は第三十七条の十	及び当該所得税の額 に係る復興特別所得 の額の合計額並び に	に係る復興特別所得 の額の合計額並び に当該合計額に係る	及び当該所得税の額 に係る復興特別所得 の額の合計額並び に	の額及び当該所得税 の額に係る復興特別 所得の額の合計額	並びに	所得税及び復興特別 所得税の徴収

第十八条の十	第十八条の十 三の六第四項 第五号及び第 六号	第十八条の十 三の六第四項 第四号	第十八条の十 三の六第四項 第三号	第十八条の十 三の六第四項 第二号		所得税の徴収
又は第三十七条	同上	同上	同上	同上	同上	
又は第三十七条の十	同上	同上	同上	同上	同上	実施するために必要 な財源の確保に關す る特別措置法（平成 二十三年法律第百十 七号。以下「特別措 置法」という。）第 二十八条第一項又は 第五項 所得税及び復興特別 所得税の徴収

第十八条の二	第十八条の十 三の七第六項 第六号	第十八条の十 三の七第六項 第五号	第十八条の十 三の七第六項 第三号及び第 四号	第十八条の十 三の七第六項 第二号	三の七第六項	三の七第六項	三の七第六項
第百四条第一項	及び	及び	及び	所得税の額	所得税の徴収	十一の六第七 項	十一の六第七 項
第百四条第一項（特	及び当該所得税の額 に係る復興特別所得 税の額の合計額並び に	及び当該所得税の額 に係る復興特別所得 税の額の合計額並び に	及び当該所得税の額 に係る復興特別所得 税の額の合計額並び に	及び当該所得税の額 に係る復興特別所得 税の額の合計額並び に	所得税の額及び当該 復興特別所得税の額 の合計額	所得税及び復興特別 所得税の徴収	一の六第七項及び特 別措置法第二十八条 第一項、第五項又は 第六項

第十八条の十 三の七第五項 第六号	第十八条の十 三の七第五項 第五号	第十八条の十 三の七第五項 第五号	第十八条の十 三の七第五項 第三号及び第 四号	第十八条の十 三の七第五項 第二号	三の七第五項	三の七第五項	三の七第五項
及び	同上	同上	同上	同上	所得税の徴収	十一の六第七 項	十一の六第七 項
及び当該所得税の額 に係る復興特別所得 税の額の合計額並び に	同上	同上	同上	同上	所得税及び復興特別 所得税の徴収	一の六第七項及び特 別措置法第二十八条 第一項、第五項又は 第六項	一の六第七項及び特 別措置法第二十八条 第一項、第五項又は 第六項

<p>に規定する第二期</p>	<p>（において法第四十一条の三の六第一項</p>	<p>法第四十一条の三の四第一号</p>	<p>第二期において法第四十一条の三の六第一項</p>	<p>において法第四十一条の三の五第一項</p>	<p>において法第四十一条の三の六第一項</p>
<p>別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する第二期</p>	<p>（において特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の三の六第一項</p>	<p>特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の三の四第一号</p>	<p>第二期において特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の三の六第一項</p>	<p>において特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の三の五第一項</p>	<p>において特別措置法第三十三条第一項の規</p>

2
5
4 省 略

附 則

(施行期日)

1 | この省令は、令和六年六月一日から施行する。ただし、第八条第一項の表租税特別措置法施行規則の項の改正規定（「特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項又は」を「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条

省 略				四項第一号
省 略				
省 略	及び法第四十一 条の三の六第四 項	及び法第四十一 条の三の五第一 項	及び特別措置法第三 十三条第一項の規 定により読み替えて 適用される法第四十 条の三の五第一項	定により読み替えて 適用される法第四十 一条の三の六第四項 第一号
省 略	及び特別措置法第三 十三条第一項の規 定により読み替えて 適用される法第四十 条の三の六第四項			

第十八条の十
三の六第四項

又は同条第三項

又は同条
東日本大

2
5
4 同 上

同 上				
同 上				
同 上				
同 上				

項八ひ

第三項及び
震災からの
ための施策を
ために必要
確保に關す
置法（平成
法律第百十
下「特別措
いう。）第
第一項又は
び復興特別
徴収

の三の二第三項又は「に、

を

第十八条の十 三の六第五項	
所得稅の徴収	又は同条第三項
所得稅及び復興特 所得稅の徴収	又は同条第三項及 特別措置法第二十 条第一項又は第五

所得稅の徴収	
所得稅及 所得稅の	復興のた 実施する な財源の る特別措 二十三年 七号。以 置法」と 二十八条 第五項

別

に、「第十八条の十三の六第四項第二号」を「第十八条の十三の六

第五項第二号」に、「第十八条の十三の六第四項第三号」を「第十八条の十三の六第五項第三号」に、「第十八条の十三の六第四項第四号」を「第十八条の十三の六第五項第四号」に、「第十八条の十三の六第四項第五号

」を「第十八条の十三の六第五項第五号」に、

の徴収	三十七条の六第七	又は第三十七条の十 一の六第七項及び特 別措置法第二十八条 第一項、第五項又は 第六項
所得税及び復興特別 所得税の徴収		

を

	第十八条の十 三の七第六項	又は第三十七条 の十一の六第七 項
所得税の徴収		

	第十八条の十 三の七第五項	又は第 十一 項
所得税		

又は第三十七条の十
一の六第七項及び特
別措置法第二十八条
第一項、第五項又は

に、「第十八条の十三の七第五項第二号」を「

第六項
所得税及び復興特別 所得税の徴収

第十八条の十三の七第六項第二号」に、「第十八条の十三の七第五項第三号」を「第十八条の十三の七第六項第三号」に、「第十八条の十三の七第五項第五号」を「第十八条の十三の七第六項第五号」に改める部分に限る。
。は、令和八年九月一日から施行する。

（復興特別所得税に係る所得税法施行規則等の適用の特例に関する経過措置）

2 令和六年六月一日から令和八年八月三十一日までの間における改正後の復興特別所得税に関する省令第八条第一項の規定の適用については、同項中「第十八条の十三の七第六項第六号」とあるのは、「第十八条の十三の七第五項第六号」とする。